

<運転免許証の有効期間を経過した場合(失効後の再取得)の手続き>

※ 以下の手続は、免許の更新・再交付ではありません。新たに免許を取得する手続きです。

◆ 和歌山県警察で再取得手続が行える方

- ・「うっかり失効」、「やむを得ず失効」、「一定の病気を理由に免許取消処分を受けた場合」の理由で、手続き可能な期間を超えていない方（※理由や期間の詳細は下記参照）
- ・『和歌山県内』に住民登録している方。
- ・一時帰国（住民登録が日本国内にない）で、一時帰国（滞在）先が和歌山県内の方。
※（和歌山県以外に一時帰国される方は、該当する都道府県の運転免許センターにお問い合わせください。）

※『やむを得ない事由（入院、海外渡航等）により、運転免許を失効して6ヶ月を超えた方』は、『やむを得ない事由がやんで1か月以内』に手続をしなければ、失効後の再取得はできませんので、ご注意ください。（学科試験・技能試験が免除されなくなります。）

※免許の有効期限が切れてから3年を超える方は、どのような理由（事由）があっても、再取得することができません。

◆ 失効後の再取得手続を行っている場所

※（詳細は下記の「受付時間・場所等の詳細」を参照願います。）

- ◆ 運転免許試験場（交通センター）
- ◆ 田辺運転免許センター
- ◆ 新宮運転免許センター
- ◆ その他

※**原付・小型特殊免許のみを所持していた方**は、「橋本警察署、かつらぎ警察署、有田湯浅警察署及び御坊警察署、並びに有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎」でも再取得手続を行うことができます。（但し、交付まで2～3週間を要します。）

◆ 失効等の理由・再取得手続きの内容等

「うっかり失効」

- ◆ 免許の有効期限を忘れる等して免許の有効期限内に更新手続きをしなかった場合
※下記、やむを得ない理由を証明できなかった場合や、仕事や生活上の多忙、更新はがきの未着等の事情で更新手続きをしなかった場合も含みます。

- ◆ 手続き可能期限：失効後（免許証有効期限の翌日）から1年以内

◆ 手続き内容等

- ・失効後から、6か月以内の場合
⇒適性試験に合格するのみで免許証が交付されます。
- ・失効後6か月を超えて1年以内の場合

⇒やむを得ない理由が無い方(※やむを得ない理由を書面等で証明できない場合を含む)は、持っていた免許証の区分に応じ、適性試験に合格するのみで

仮免許証(大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、普通仮免許のいずれか)
が交付可能です。

※失効前に、『大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許』のいずれも所持していなかった方(例:原付免許のみの方等)が、やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月を超えた場合は、再取得手続きはできません。

- ・失効後、1年を超えた場合

⇒**いかなる理由があっても免許証の再取得はできません。**

「やむを得ず失効」(※やむを得ない理由を証明できた場合に限り)

- ◆海外渡航や入院等の「やむを得ない理由」により、更新ができずに有効期間が過ぎてしまった場合をいいます。

(但し、その場合は、「**やむを得ない理由を証明する書類等**」が必要となります。)

- ◆手続き可能期限:失効後(免許証有効期限の翌日)から3年以内

- ◆手続き内容等

- ・失効後6か月以内の場合

⇒適性試験に合格するのみで免許証が交付されます。

- ・失効後6か月を超えて3年以内の場合

⇒「やむを得ない理由」があり、且つ、その理由がやんだ日(終了した日)から**1か月以内**に手続きを行えば、適性試験に合格するのみで免許証が交付されます。

- ・失効後3年を超えた場合

⇒**いかなる理由があっても免許証の再取得は出来ません。**

※ただし、平成13年6月19日以前に「やむを得ない理由」が発生している方については、旧法の適用となり、3年以上経過して理由がやんでから1か月以内の申請を行った場合、適性試験と学科試験の合格(理由が止んでから1か月以内の合格)で免許証が交付されます。

「一定の病気を理由に免許取消処分を受けた場合」

※詳細は別項の

「一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された方が再取得する場合の手続き」に記載しています。

- ◆一定の病気等の理由により、取消処分を受けた日から3年以内に手続きをする必要があり、その際、医師の診断書の提出が必要となります。

- ◆手続き可能期限:免許取消処分を受けた日から3年以内

(※3年を超えると免許証の再取得はできません。)

- ・医師の診断書等、手続きに必要な書面等の条件を満たした場合

⇒適性試験に合格するのみで免許証が交付されます。

- ◆一定の病気等については、詳しくは「運転免許課適性相談係」までお問い合わせください。

◆ 受付時間・場所等の詳細

- ※ 土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)の休日を除く。
(詳細日時については、下記を参照してください。)
- ※ 予約は必要ありません。
- ※ 申請時の年齢が『70歳』未満の方で、当日、講習を受講できない方は、申請を受理できません
のでご注意ください。
- ※ 受付時間は厳守してください。(受付時間を過ぎれば受付できませんのでご注意ください。)

受付場所	受付日	受付時間
運転免許試験場 (和歌山市:交通センター)	月曜日から金曜日の平日	・午前8時30分～午前9時 ・午後1時～午後1時30分
	※ 混雑する場合がありますので 受け付け開始15分前に来庁してください。	
田辺運転免許センター	月曜日・火曜日・金曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午後2時～午後3時
	水曜日・木曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午前9時～午前9時30分 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午前10時～午前11時 ・午後2時～午後3時
新宮運転免許センター	月曜日・水曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午後2時～午後3時
	火曜日・木曜日・金曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午前9時～午前9時30分 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午前10時～午前11時 ・午後2時～午後3時
橋本警察署 かつらぎ警察署 有田湯浅警察署 御坊警察署 有田湯浅警察有田分庁舎 新宮警察署串本分庁舎	※ 原付・小型特殊免許のみを所持している方のみ受付可。 ※ 原付・小型特殊免許以外の免許を取得している方は、警察署 等での受付はできませんのでご注意ください。 ※ 交付までに2～3週間かかります。	
	月曜日から金曜日まで	・午前9時～午前11時 ・午後1時～午後4時

◆ 必要書類等

●失効した運転免許証等(運転免許証、マイナ免許証)

※特定取消を受けた場合、紛失等により所持していない場合を除く。

●本籍が記載されている住民票

- ・外国籍の方は、国籍等が記載された住民票
- ・住民登録していない方は下記の【※住民登録がない方】に記載している書類が必要です。

●免許申請用写真 1枚 (※仮免許証交付対象者は2枚必要です。)

- ・ポラロイド、写真のコピー、画像、非写真用紙使用のものは不可。
- ・申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景(縦3センチメートル、横2.4センチメートル)のもの。

※交通センターロビーに免許申請用写真撮影機(有料)がありますが、故障する場合もありますので、事前にご用意をお願いします。

※田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターには免許申請用写真撮影機はありません。

●やむを得ない理由を証明する資料 (診断書、パスポート、出所(在所)証明書等)

- ・診断書には、『病名や負傷名等』、『初診日』、『入院と退院の日付』等の具体的な内容を記載してもらってください。
- ・海外に渡航していた場合で、出入国の際に自動化ゲート(ICゲート)を利用した場合などは、パスポートに出入国のスタンプが押印されないため、渡航履歴が分かりません。
別途、出入国記録等の証明書が必要となります。
詳しくは、下記運転免許課試験係までお問い合わせください。

※失効後6か月を超えた場合、資料に記されている帰国日・退院日等の『やむを得ない事情がやんだ日(終了した日)』から1か月以内に手続きしてください。

※1か月以内にできなかった場合は、「うっかり失効と同様の取り扱い」となりますので「失効後の再取得ができない」、「仮免許証のみ交付」等の取り扱い結果となります。

●高齢者講習修了証明書等

申請時の年齢が『70～74歳』の方は下記の①が必要です。『75歳以上』の方は①、②と必要に応じて③が必要です。

① 高齢者講習修了証明書

申請時の年齢が『70歳』以上の方は、自動車教習所等で高齢者講習を受講し、その終了証明書を申請時に提出してください。

② 認知機能検査結果通知書

申請時の年齢が『75歳以上』の方は、自動車教習所等で認知機能検査を受け、その結果の通知書を申請時に提出してください。

※ 但し、認知機能検査結果通知書に代わる診断書を提出していただく場合もあります。

③ 運転技能検査受検結果証明書

申請時の年齢が『75歳』以上で運転技能検査が必要な方は、自動車教習所等で運転技能検査を受け、その結果証明書を申請時に提出してください。

●海外の国の運転免許証

海外からの帰国者等で、その国で1年以上の運転経験があり、当該国の運転免許証を所持している方は、その免許証。(初心運転者標識免除者、大型二輪・普通二輪二人乗り禁止の解除等の確認に必要です。)

【※和歌山県内に住民登録が無い方】

海外に住所があり、本籍地等記載の住民票が用意できない方は上記必要書類に併せて、下記の書類も持参してください。

- パスポート
- 本籍地(国籍)を証明するもの
(例) 戸籍抄本(謄本)、戸籍の付票、除票(本籍が記載されたもの)
- 住所地を証明するもの(滞在証明書)
一時帰国等で滞在先が両親や家族等の居住地(和歌山県内)の方は、滞在していることを証明するに足りる書類として滞在証明書(下記様式参照)を作成し、申請時に提出してください。
- 滞在を証明していただく方の住所が分かるもの(運転免許証(両面コピーしたもの)、住民票等)

＜滞在証明書の記載例＞

滞在証明書	
和歌山県公安委員会殿	
私の長男	
交通 太郎	△△歳(昭和〇〇年1月1日生)
は、〇〇〇〇国に住んでいますが、現在帰国し、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、私方	
和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地1	
に滞在していることを証明します。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
和歌山市小松原通1丁目1番地1	
交通 一郎	

※ 記載する用紙は、A4、B5を問いません。(便せんでも可)

※ 縦書き、横書きのいずれであっても可。



手数料

- 試験手数料 免許種別1種目ごとに1,950円
- 講習手数料(※高齢者講習を修了されている方は不要です。)
 - 優良運転者 500円
 - 一般運転者 800円
 - 違反運転者・初回更新者 1,400円

- 免許証交付手数料

※令和7(2025)年3月24日からマイナンバーカード(以下、マイナカード)に運転免許証の情報を記録した「マイナ免許証」が導入される関係で、運転免許証の保有状態を「(従来と同様の)運転免許証のみ1枚」、「運転免許証とマイナ免許証の2枚」、「マイナ免許証のみ1枚」の3種類から選択できるようになりました。

※交付を受ける際に運転免許証等(運転免許証、マイナ免許証)の保有状態を選択した結果で交付手数料が異なりますので下記の表を参照してください。

※（2種目以上の場合、1種目追加ごとに下記の免許証交付手数料に併記手数料200円を追加）

免許保有状態（下記の3種類から選択）	免許証交付手数料
・（従来と同様の）運転免許証のみ 1枚 ※マイナ免許証を保有しない状態のこと。 ※（マイナンバーカードに運転免許証の情報を登録しない。）	2,350円
・（従来と同様の）運転免許証とマイナ免許証 2枚 ※（従来と同様の）運転免許証とマイナカードに運転免許証の情報を記録したマイナ免許証の2枚を保有する状態のこと。	2,450円
・マイナ免許証のみ 1枚 ※マイナカードに運転免許証の情報を記録した「マイナ免許証」1枚のみを保有する状態のこと。 ※（従来と同様の）運転免許証は保有しない。	1,550円

◆ 手続の順序

1. 受付、試験手数料の支払い
2. 適性試験
3. 暗証番号設定
4. 講習受講（優良運転者講習・一般運転者講習・違反運転者講習・初回更新者講習）
5. 写真撮影
6. 免許証交付

- ・ 運転免許試験場（交通センター）、田辺運転免許センター、新宮免許センターは即日交付します。（ただし、免許証作成のシステム障害等により、後日交付となる場合があります。）
- ・ 橋本警察署、かつらぎ警察署、有田湯浅警察署及び御坊警察署、並びに有田湯浅警察署、有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎において再取得手続をされた方は後日交付（2～3週間後の交付）となります。

◆ 問い合わせ

※ 問い合わせ時間（平日のみ） 午前9時40分～午前11時45分
午後1時40分～午後4時45分

和歌山県警察本部交通部運転免許課 TEL 073 - 473 - 0110
試験係 内線：366・367
適性相談係 内線：325・328

田辺運転免許センター TEL 0739 - 22 - 6700

新宮運転免許センター TEL 0735 - 31 - 7771